

Title	初期鎌倉府再考：南北朝初期の「鎌倉府執事」の性格をめぐって
Sub Title	Reconsideration on the early 'Kamakura-fu' (初期鎌倉府)
Author	磯崎, 達朗(Isozaki, Tatsuro)
Publisher	三田史学会
Publication year	1992
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.61, No.3/4 (1992. 3) ,p.93(317)- 114(338)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19920300-0093

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

初期鎌倉府再考

—南北朝初期の「鎌倉府執事」の性格をめぐつて—

磯崎達朗

はじめに

南北朝時代初期の足利氏による東国支配は、建武政権下に足利直義が成良親王を奉じて鎌倉に下り、奥州の義

良親王および北畠顯家に対抗する形で関東地方を足利氏の勢力下に置くことを指向した、いわゆる鎌倉將軍府に始まるることは周知の通りである。⁽¹⁾しかしながらこの体制は、建武二年（一二三三五）七月の中先代の乱を契機として足利氏が建武政権に離反することにより、事実上崩壊したと考えられる。その後の関東地方における幕府支配をみると、尊氏の嫡子千寿王（義詮、以後本稿では便宜上義詮とする）が鎌倉に留まつており、また高・上杉といつた有力諸氏も活動微証を残していることが知られている。義詮の鎌倉在陣は、貞和五年（一二四九）八月に

起きた高師直のクーデターにより直義の政務を引き継ぐために上洛するまでつづき、それと交替で初代鎌倉公方である足利基氏が鎌倉に下向することになる。

この時期の幕府の東国支配について、伊藤喜良・小堀博の両氏に代表される従来の研究史においては、京都の幕府に対して独立的な地域支配を行っていた、基氏以降の鎌倉府体制を遡及させることにより評価されてきた。⁽²⁾つまり鎌倉府の存在を前提として、足利義詮を鎌倉公方に、また高氏・上杉氏などを鎌倉府執事・管領に位置付けたのである。その上で、執事に比定された者の発給する奉書を、当該期に一通の発給文書も検出されない足利義詮⁽³⁾が鎌倉公方として関東地方に有していた領域支配権を、「鎌倉府執事」として代行・具現したもの、という理解が成ってきた。したがつて「鎌倉府執事」から

「管轄下（関東分国）」国人に下された奉書の内容が、そのまま当該時期の「鎌倉府」なる地方統治機関が幕府から分与された権限であると位置づけられた。⁽⁴⁾その結果、軍事的地方統治機関としての「初期鎌倉府」論が定着したかのように見える。

たしかに足利將軍家の嫡子である足利義詮が鎌倉にあり、足利氏の主宰・根本被官の出自を持つ高・上杉の両氏が鎌倉を拠点とする関東地方において、軍事、所領の預置・寄進などの諸権限を行使していたことは事実であり、この関係は後に成立した東国政権としての鎌倉府体制と、表面的には近似した体制を想起させる。しかし南北両軍が領域拡大をめぐり激しく争っていた南北朝初期の関東に、はじめから一元化された政治組織を想定することは、時期的・地域的特徴や歴史的過程を看過させるおそれがある。そういう意味で、「初期鎌倉府」の独自な在り方を、室町時代の東国政治史上に位置付ける作業はいまだ不十分といつてもよい。この性格を明らかにすることは、鎌倉公方・関東管領体制を基軸とした室町期東国政治史の前提として、東国史研究上の重要な課題であると考えられる。

本稿では「鎌倉府執事」と称されてきた諸氏⁽⁵⁾のうち、

比較的文書史料の残存に恵まれ、しかもほぼ同時期に東国地域での活動徴証が見られる、高師冬および上杉憲顕の活動の背景や基盤を分析することによつて、「初期鎌倉府」の基本的性格およびその実態を考察することとした⁽⁶⁾。

一 高師冬・上杉憲顕の地位と権限

1 高師冬の東国下向の経緯と背景

高師冬の関東における活動の背景を知るためには、その関東滞在がいかなる状況下において何を目的としたものであったかを明らかにする必要がある。そこでまずは、高師冬の関東下向からその後の活動の推移を概観しつつ、その背景や経緯を跡づけておく。

表I⁽⁷⁾で示される通り、関東での高師冬の活動は、暦応二年（一三三九）六月から康永三年（一三四四）二月のおよそ四年半にわたっている。発給文書を見て特徴的なことは、軍事関係文書（文書番号6~9のような軍忠状等への証判など）がその多くを占めていること、さらにそれ以外の預状・願文・寄進状等の中にも「幕府之雄兵各安全、常州之梶徒悉敗亡」といった文言の明記されたものが見られることから（文書番号4）、その活動が常

表 I 高師冬、発給文書（第一次関東下向中）

陸国に根拠を据える北畠親房以下の南朝方に対する軍事行動に終始していることを指摘できる。したがつて師冬の関東下向が、北関東地域の南朝方追討という目的であつたことを窺わせる。実際、下向の翌年に当たる暦応三年（一二四〇）五月日付矢部定藤軍忠状⁽⁸⁾には「去年四月六日、自京都御下向之時御供仕畢、次常州御発向之時、同九月八日、馳参武州村岡宿」とあり、師冬の関東下向と常陸国発向への供奉を一連の軍忠として記している。

また師冬は幕府の所在地である京都から関東に派遣され、すぐに常陸国に向かい一つ軍事行動を展開していることも確認できる。一方、北関東・常陸の南朝勢力をほぼ鎮圧した直後ともいえる康永三年二月には、速やかに上洛の途についているのである。

暦応元年（一二三三八）九月、義良親王・宗良親王・北畠親房らは伊勢大湊より東国に向かつた。これは、同年に入り北畠顯家・新田義貞を相次いで失った南朝方の、

東国に重点をおいた挽回策と考えられよう。これに対し

て幕府は、宗良親王が漂着した遠江に、守護・大将として仁木義長・高師泰を京都から派遣している。高師冬の関東下向は、こういった幕府の南朝方への一連の対応と揆を一にするものであり、同じ背景を持つものであった

に相違ない⁽¹¹⁾。高師冬の活動が、発給文書の所在が示す通り北畠親房の拠つた常陸国を中心とした北関東地域での軍事活動に終始し、しかも京都から下向し合戦終了と共に再び上洛していることなどから、その東下は東国、特に北関東の南朝方拠点の鎮圧を目的とした、幕府による軍勢大将の発遣であったと推知される⁽¹²⁾。

〔史料一〕⁽¹³⁾

着到

小林孫五郎重政

右、越後國凶徒為対治、御進發令御共、去五月十七(越後)日關合戰、進先陣致軍忠、同廿四日夢崎合戰之時抽軍忠、二度懸之時、致忠節候訖、仍着到如件、

暦応四年六月 日

(詔判)承候了(上杉憲顕)

〔史料二〕⁽¹⁴⁾

越後國凶徒事、蜂起之由有其聞、早速馳下、屬上相(憲顕)民部大輔、可致軍忠之狀如件、

暦応四年九月十四日

(足利直義)

和田四郎兵衛尉殿

史料一により上杉憲顯の場合も、越後国で蜂起した宗良親王を中心とする南朝方に対抗するために、守護国上野国の軍勢を率いて越後国に赴いていることがわかる。

そしてそれは、足利直義の発給した史料二⁽¹⁵⁾により明らか

な通り、幕府の指示による軍事活動であつたことを指摘

でき、これは康永三年（一二四四）までつづく。⁽¹⁶⁾こう

いふた上杉憲顯の南朝方に対する動向（越後下向）も、

前述の高師冬・師泰らの軍事活動と一連のものと見做す

ことができよう。このように、「鎌倉府執事」と呼ばれ

てきた高師冬・上杉憲顯の両人の活動は、当該期独自の東国をめぐる情勢を反映しその特徴を示すものであつたのである。これは、関東という定められた領域の範囲内に行政的活動を中心とする徵証を残した、のちの関東管

領と大きく異なる点であり、安易な比較はできるものではあるまい。

ところで佐藤進一氏はこのような師冬の関東派遣を、「義詮の補佐」をする関東管領としてのものと理解された上に、さらに「上杉を代表とする関東の直義勢力をチエックしようとする師直の意図からしたもの」であり「最初に着手したのが、常陸討伐であつた」という見解⁽¹⁷⁾を示されている。この高師冬・上杉憲顯の関係に師直

直義の対立の関東版を見る、という佐藤説はすでに通説となつてゐるようと思われる。しかしに、師冬は觀応元年（一二五〇）に一度目の関東下向を果たしており、この両者は觀応擾乱期の関東における対立の当事者同士である。しかし以上にみたように、当該期にあつては各々が幕府にとつて同一の政治的課題を遂行していたとみることができる。もちろん両者の存在自体に対立の可能性を内包していたことは否定できないが、東国における南朝勢力が非常に活発であり各々がその対応に尽くしていだ時に、幕府が内部分裂するに到つたのちの関係を具体的に見ることは実際的には難しい。したがつて本稿ではこの時期特有の様相をおつしていくことにする。

2 師冬軍の分析とその三類型

前項では高師冬の活動を幕府と南朝方の動向を考慮にいれつつ概観することにより、同人の関東における基本的地位を、幕府発遣の軍勢大将として位置付けた。そこで、この点についてもう少し詳しく検証するために、常陸国を中心とした軍事活動および師冬と輩下の国人たちとの関係を、その発給文書から考察してみたい。

表Iの文書内容・名宛人の項から分かるように、当該

期に高師冬が発給した文書のうち管見に触れた24通の内容は、欠所預置、軍忠状・着到状への証判、社寺に対する祈禱命令、所領寄進等であり、その宛所は一例を除いていずれも対象とする国人・社寺に直接宛てられていることを指摘できる。⁽¹⁸⁾これらを見る限りでは、当該期に幕府が全国に派遣した一国・一軍団の軍事指揮者たる守護や大将の行使し得た権限の内容それに文書の発給対象と、特別な相違はないようと思われる。しかし対象地域を見てみると、武藏国の国人に宛てたものを中心にしてみると、武藏國の国人に宛てたものを中心にして数か国にわたる広い範囲に及んでいる。なかでも、高師冬の軍事指揮権が陸奥国にも及んでいた（表I文書番号8・17・21など）ことは、足利基氏以降の鎌倉府の管轄国との関連において殊に注目される。

ところで、このような広い範囲におよぶ高師冬の軍勢はいかなる構成を持っていたのだろうか。同人が北関東に向かつた当初の延元四年（暦応二・一三三九）九月廿八日付北畠親房御教書によると、「鎌倉凶徒率武藏・相模等勢、寄來之由其聞候」と見え、常陸下向に際して師冬軍の中心が武藏・相模の軍勢であるとの風聞を記している。この両国は、建武政権下に足利尊氏・直義が各々武藏守・相模守となつて以来、関東における幕府方の拠点として比較的安定していた地域であつたと考えられる。もとより師冬にとっての主たる戦場だった関東の北東地域つまり利根川以東の地域が、執権北条氏権力の浸透の

〔史料三〕⁽²⁰⁾

下總國豊田弥次郎入道跡事、為勳功之賞所被預置也、
守先例可令領掌、於不足者、下總國并奥州七郡欠所
注文到来之後、可有其沙汰之状、依仰執達如件、

暦応二年六月十一日

参河守（花押）

安保丹（光泰）後入道殿

度合いとの関係から、室町期においても独立的な伝統的豪族層が蟠踞して合從連衡を繰り返していたとの峰岸純夫氏の指摘⁽²⁴⁾を考慮すると、武藏・相模の両国は、師冬の軍事活動・軍事指揮権の対象となる諸地域の中でも、その勢力基盤と成りえた点で他とは明確に区別して捉えるべきであろう。⁽²⁵⁾

このうち武藏国については、建武年間以来高一族が守護職を一貫して有しており、当該期は師冬自身が守護であつたことが明らかにされている。軍忠状などの現存文書の範囲内で知られる師冬の軍勢としては、別府・安保・江戸・浅羽・玉井・立川・成田などの武藏国人がもっとも多く検出される。また師冬の軍勢の発着の拠点は、武藏府中や武藏国村岡宿であることも確認でき、これらのは後の小山義政の乱のときにも武藏の国人軍勢糾合や進発の拠点となっている。⁽²⁶⁾さらに、当該期の武藏国に守護代薬師寺氏の存在が知られ、また貞和四年（一三四八）の四条畷合戦では高師直が武州白旗一揆を率いていたことなども考慮にいれると、武藏国における高一族による守護領国化の進展が推知される。したがつて高師冬と武藏国の軍勢の関係は、師冬軍の中核として、一国軍事指揮者たる守護と分国国人の関係として捉えるべ

きであろう。師冬が分国武藏の国人をその軍勢の中核としたことは、前に考察した上杉憲顯が守護国上野の軍勢を率いて越後に下った事実とともに、東国においても一門・準一門守護とその分国を基礎にした幕府の対南朝策を窺わせるものといえる。⁽³²⁾

相模国に関しては残存史料の関係上多くのことを知りえないが、武藏国と同様に建武年間以来足利氏の関東における拠点であつたことは認めてもよいであろう。ここでは山内首藤氏を通して、当該期における師冬と相模国との関係をみてみたい。

〔史料四A〕⁽³³⁾

為誅伐常陸・下野両国以下凶徒等、大將已所令發向給也、早致鎌倉之警固者、殊可被抽賞之由候也、仍執達如件、

建武二年十月十四日

重直（花押）
（岡）

山内首藤_{（時通）}三郎殿

〔史料四B〕⁽³⁴⁾

看到

山内首藤三郎時通可為當參由被仰下之間、自去月十四日至于今月廿日、每夜宿直令勤仕處如件、

建武三年十一月廿日

〔勤仕無相違矣、
(裏証判)

〔花押〕
(岡重直)

〔史料五A〕³⁵

常州并下總國凶徒誅罰事、駒館城合戦之最中、軍勢多帰国之處、至于今忠節之條尤神妙也、向後弥可被抽軍忠之狀、依仰執達如件、

曆応二年十二月十三日

山内首藤三郎殿

〔参河守(花押)
(高師冬)

〔史料五B〕³⁶

着到

山内首藤三郎時通

右、時通自絲垂柳御共仕、関・大宝城至没落、致軍忠候了、仍着到如件、

康永二年十一月十三日

〔(花押)〕

〔史料六A〕³⁹

史料四A・Bで明らかなように、山内首藤氏は斯波家長を中心として南朝方に当たつていた建武年間の関東にあつて、幕府方として、おそらく家長輩下の奉行人と思われる岡重直の命令により鎌倉の留守居役を勤めている。そして、師冬東下後の史料五Aおよび師冬軍の軍奉行人と判断される証判を持つ史料五Bにより、師冬方の「軍勢多帰国」³⁷するほどに南朝方の抵抗が活発だつた北関東発向当初から、北畠親房の脱出により常陸国南軍がほぼ師冬軍により鎮圧される康永二年に到るまで、同氏が終始師冬の指揮下にあつたことが判明する。このような山内首藤氏の活動から、建武年間より幕府の輩下にあつた相模国人が師冬の軍勢中に活動していたことを推定できよう。³⁸これは足利氏が鎌倉将軍府以来相模国で築いてきた支配・国人層掌握を背景とするものである。そして高師冬は常陸合戦の大将としてその基盤を継承し、分国武藏国人を中心とする軍勢に吸收して常陸国に赴いたものと考えられる。

つぎに、常陸国内あるいは北関東の国人（いわゆる旧族領主層）の動向を見てみよう。

常州府中石岡城警固事、尤神妙、向後弥可被抽軍忠之状、依仰執達如件、

曆応二年十一月十三日

参河守（花押）
（高師冬）

税所虎鬼殿
（幹治）

也、自余以来至于関・大宝城没落并伊佐城御敵降参之期、任被仰下之旨致軍忠之条、淨永存知之上者、

賜御判為備龜鏡、目安如件、

康永三年正月日
（証判）（高師冬）

「（花押）」

〔史料六B〕⁽⁴⁰⁾

〔史料六B〕⁽⁴¹⁾
さたけ勢よせきたり候時、あおやきのしやうにて、
みのしまのなかつかさの子息十郎太郎さいせんにう
ちしに候、他にことなる事にて候、向後このむねを
心へさせ給へく候也、謹言、

六月十五日

淨永（花押）
（大掾高幹）

大せう殿

〔史料六C〕⁽⁴¹⁾

目安

常陸國稅所十郎幹治申軍忠事

右、去曆応四年六月小田城御發向之間、常陸大掾入道淨永相催一族等、可対治志筑城之由、給御教書、同十三日進發之間、幹治屬于彼手馳向、致軍忠之處、同七月一日御敵出張之間、致合戦之刻、家人野中孫次郎実安被射左膝了、同十一月十八日所令御敵降參

史料六AからCは常陸大掾氏とその一族稅所氏の例である。同一族は、六Aの内容が示すように、曆応二年（一三三二九）常陸国内に入るため下総駒城で合戦中の高師冬（史料五A参照）から軍忠に対する感状を与えられた。その翌年には、六Bのように北畠顯信が小田城から奥州に下向する途次の常陸北部において、幕府方の守護佐竹氏と合戦している。しかしながら、師冬が常陸北部に転戦することで戦況が好転した曆応四年（一三四一）六月には大掾氏は再び師冬軍下に戻つており、以後はその軍事指揮下にあつた。これは、曆応四年六月に大掾氏が師冬の御教書を得て軍事活動を行い、それ以後合戦終了まで師冬の仰せの旨により軍忠したという六Cの内容により知ることができる。この常陸大掾一族と同様に、合戦の動向の中で幕府方に下つていつた常陸国人は、ほかにも真壁氏・鹿島氏、そして当初は小田城において積

極的に親房を支援していた小田氏⁽⁴⁵⁾などの例が知られており、下野の小山氏⁽⁴⁶⁾、さらには南朝方の浮沈を握っていた

陸奥国の結城親朝が師冬に帰順したことも、同じように捉えることが可能である。これらの多くは、師冬が暦応

三年末に常陸北部の瓜連に到着した後、およそ一年後の小田城攻略にいたるまでの間に、戦闘の優劣がはつきりすると共に幕府方についたものであろう。結城親朝の康永二年九月日付注進状案には、南奥・常陸・下野・下総などの五十余名にのぼる国人交名を載せるが、北朝年号を有していることから幕府方への注進と判断され、北関東・南奥地域の多くの国人が親朝と共に幕府方に降りたことを窺わせる。以上のように、当該期における常陸周辺の国人たちは、結果的にその多くが幕府方の師冬軍に下つていった事実を指摘することができる。

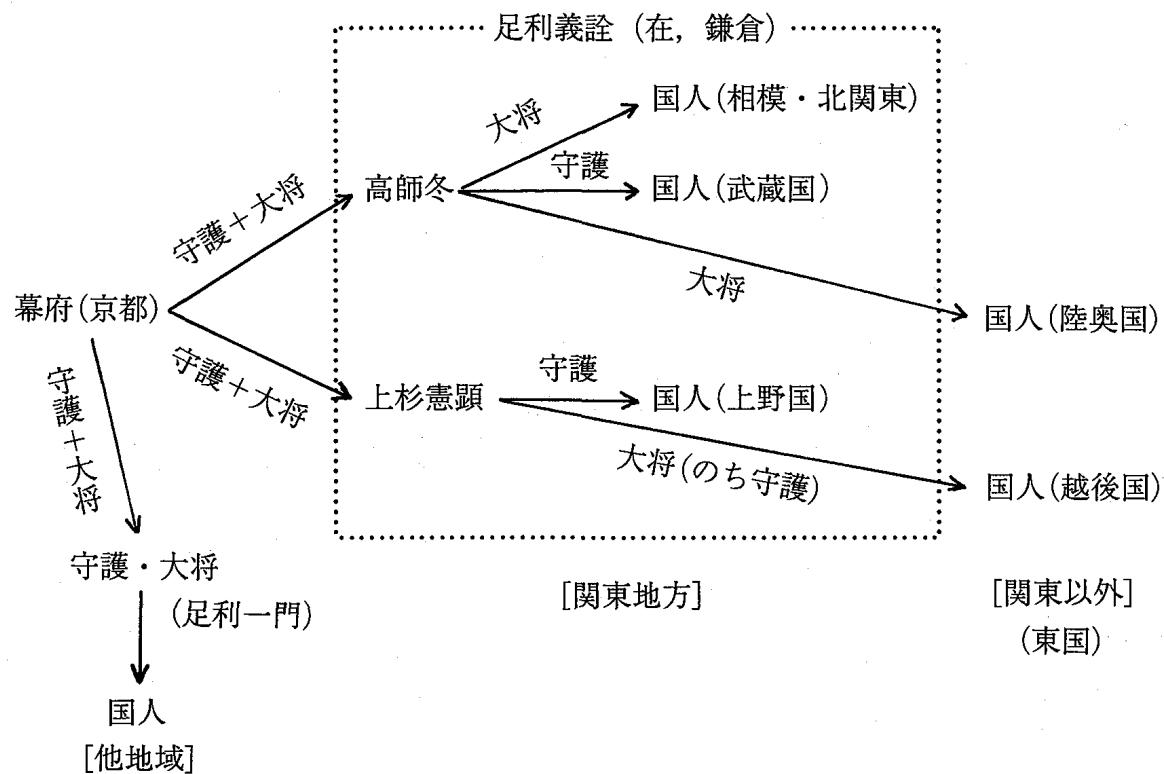
逆にいえば高師冬下向当初の北関東地域は、多くの国人層が戦況に応じて離反を繰り返すといった状況で、いまだ幕府の勢力圏内の段階には無かつたのである。そういった地域を、建武政権成立期より足利氏の基盤となつていた武藏・相模両国の国人を中心とした軍勢を組織することで幕府方の領域に拡大し、のちの鎌倉府が関東に地域支配をおこなう前提を成したことに、高師冬の関東

における活動の歴史的意義を認めることができるであろう。

3 小結

以上考察してきたように、高師冬の関東下向は、常陸国を中心とした北関東の南朝方の勢力を軍事的に討伐して、関東地方全域を幕府の勢力下に置くことを目的とした、守護職を背景とする幕府発遣の大将としてのものであつたのである。したがつて師冬の行使した諸権限は、決して「鎌倉府」のもつ領域支配権を代行したものではなく、彼自身に幕府が付与せしめたものであつたと判断される。中心となつた軍勢は、守護国武蔵の国人勢力を中核にして、幕府の関東における勢力基盤だった相模国人をこれに加えたものであつたことは、当時の鎌倉の持つ意味を考える上でも重要であろう。高師冬のこのようない在り方は、幕府の指示により守護国上野の軍勢と共に、やはり南朝方が活発に活動する越後国に下つた上杉憲顕の場合にも確認することができた。⁽⁴⁸⁾ 両人のこのような、守護または軍団指揮者である大将としての権限を、「鎌倉府執事」という術語がイメージとして有する権限とは混同しえないのである。

図I 関東地方への幕府支配（当該期）



初期鎌倉府再考——南北朝初期の「鎌倉府執事」の性格をめぐって——

図Iは、「鎌倉府執事」とされてきたこの両人の実際的な在り方を、今までの考察に基づいて作成したものである。すでに述べたように、従来の研究では高師冬や上杉憲顯の活動について、「関東」という政治的領域が確定されてそこに多くの行政権を確保した、のちの鎌倉府体制から理解を加えて、鎌倉府（鎌倉公方）が関東地方に有する領域支配権行使する「執事」として解釈されてきたように思われる。しかし当該期はいまだ幕府が関東に領域支配をおこなえる状態にない。また、前掲の表I・IIに掲げた各々の発給文書を比較すれば判るように、文書の発給対象国は双方まったく一致しないし、憲顯の場合は守護分国に限られている。そこで図Iのように、両人が各々幕府から付与された守護・大将といった地位とそれに基づく権限を基盤とした活動を行いつつ、東国での幕府勢力圏を拡大していくと理解すべきであると考える。こういった両人の活動こそ、当該期の「鎌倉府執事」の基本的な性格を示すものであり、室町期の東国における幕府権力を常に「鎌倉府」という名のもとに一体のものとして捉える見方は、実体と乖離しており避けられるべきであろう。

二 「鎌倉府執事」発給の奉書について

実際的には当該期に見られる足利一門・準一門守護あるいは大将と変わらない範囲でみずから権限を行使した、高師冬・上杉憲顕の両人が発給した文書の書留文言は、今まで用いてきた史料三、五Aおよび六Aのように、何れも「依仰執達如件」となっている。これらは、官途名プラス花押の署判を有する典型的な執事・管領奉書(御教書)としての様式を持つものと認められる。そしてこの面では、いわゆる関東管領が鎌倉公方の意を奉じて出した「鎌倉御教書」とも同じである。こういった奉書様式の文書を「鎌倉府執事」が発給したことが、それを鎌倉公方足利義詮に付与された関東地方の領域支配権を関東執事として代行したもの、つまりその命令主体を足利義詮であるという理解を生んできた大きな要因ともなっている。⁽⁴⁹⁾ところがこの文書様式は、今まで考察してきた兩人の守護や大将といった立場からの発給文書としては異例なものであるし、またこのように理解する私見との間にも齟齬が生じているようにも思われる。そこで最後に、高師冬・上杉憲顕の発給文書が執事奉書様式であったことの意味を考えてみたい。

まずはいづれの発給文書も、受けた命令の根拠つまり施行する文書の存在・内容を明記したものはなく、様式的に厳密には執事の施行状と判断されるものは皆無であることを指摘しておきたい。⁽⁵⁰⁾そこで比較検討のため、地位・権限が高師冬に近似しており、なおかつ上野・越後という関東とそれ以外の地域の双方に守護職を有する上杉憲顕の発給文書を見てみよう。

〔史料七〕⁽⁵¹⁾

(前略)

上野国山田郡寮米保内西内島村佐貫内嶋彦六入道事、同孫六入道跡

為勳功賞所被預置也、守先例可致沙汰之状、依仰執達如件、

曆応四年二月十日

上杉憲顕
佐貫江口又四郎入道
民部大輔在判

(後略)

〔史料八〕⁽⁵²⁾

三浦和田四郎兵衛尉茂実申、越後国奥山庄北條内、海老名又太郎忠文妻跡事、施行状如此、早可被沙汰付下地於茂実之状如件、

康永四年六月廿七日

(上杉)
憲顕 (花押)

長尾左衛門尉殿

上杉憲顕の場合、関東の内である上野国に宛てた史料七の書留が執事型の奉書文言であるのに対し、越後国に宛てられた史料八は直状形式で実名プラス花押の署判を持つ、典型的な守護書下様式の文書である。もちろんこの二通の発給に到る経緯は異なるので、簡単に比較することは出来まいが、表IIで示した同人の発給文書中の該当文書ではいざれもこれと同じ区別が指摘できる。史料七は、既に勝守すみ・峰岸純夫氏により、上杉氏による上野国の守護領國化を示す、国衙領の掌握に関する微証として取り上げられているものである。そこで明らかにされたように、史料の内容的にも、また本史料を公驗文書として載せる田数帳の末尾に康永二年（一二四三）八月廿日付上野守護代長尾景泰発給の「右佐貫江口又四郎分、且所納如件」という文言を有する年貢返抄があることからも、史料七の奉書は一見執事としての奉書のようでは、実質的には上杉憲顕が守護としての権限で発給したものであつたと判断できよう。同様に、明らかに越後国守護の在職徵証として理解される史料八の様式を考慮に

いれると、この形式的な使い分けについては、関東に限つてむしろ意識的に、「依仰執達如件」という書留文言が示すような執事としての様式をとった奉書を用いていたと判断したい。

將軍の嫡子である足利義詮が鎌倉にあつたことや、高・上杉と言つた足利氏の家宰・根本被官の出自を持つ両氏の守護職を中心とした広域的な活動とその文書様式を見ると、「形式的」にはのちの鎌倉府体制を髣髴させることはない。同時期の史料中でも、義詮を「若御料⁽⁵⁵⁾」また「鎌倉御所⁽⁵⁶⁾」とあらわし、高・上杉氏をさして「両管領⁽⁵⁷⁾」と称した文書もあるように、その形式はおそらく当時におりても鎌倉幕府・建武年間の鎌倉將軍府と連続した、小幕府的在り方を意識させていたのではないかと考えられる。事実、応永初年（一四〇〇年頃）成立した『鎌倉大日記⁽⁵⁸⁾』ではすでに、公方・管領の位置づけで基氏以降の鎌倉府に連続するように記されている。そういった意味で、「仰」の主体は足利義詮であるといつて差し支えないであろうし、それが幕府による関東の領域化に果たした権威的な役割も注目される。そして、権限の「実質的」主体を本稿で提示した私見のように捉えてこそ、このように義詮の「仰」を奉じている様式を整えた奉書を「鎌倉

府執事」が発給していた「形式」の持つ意味も十分に評価できるのではないだろうか。⁽⁵⁹⁾

おわりに

最後に以上の考察をまとめて、本稿を閉じたい。

まず鎌倉府執事という位置付けのもとに、鎌倉公方の持つ領域支配権を代行したと理解してきた高師冬・上杉憲顕の行使した権限は、実質的には守護・大将として、東国を幕府支配下に置くことを目的に両人が各々幕府から付与されたものであったこと。これは、当該期に全国的に展開していた足利一門の武将たちと、同様の立場、同一の政策の中で捉えられるべきものである。しかしながらその活動は関東における幕府の支配領域の拡大を目的とし、その結果、独立的な地域支配体制を持つた東国政権として鎌倉府成立の前提となりえたことは、特に注目される点である。

実際、師冬の軍事指揮下には、守護国武藏の国人とともに幕府が建武年間以来関東で蓄えた勢力（相模国人）を吸収しており、それらを基盤とした師冬の常陸平定の後は、南北両朝の対立を基とした長期的かつ大規模な争乱は関東においては見られなくなる。⁽⁶⁰⁾こうした事実によ

り、高師冬・上杉憲顕などのような南北朝初期の「鎌倉府執事」の東国での活動のもつ意義を、室町期の東国政治史上に位置付けることが可能であろう。また、当該期における守護権限を基盤とした幕府の東国支配は、後に、関東の大半の守護職を一族で掌握した関東管領上杉氏による東国支配との連関を考える上でも、たいへん興味深い問題を提示していると思われる。

以上のように政局としての実態をほとんど垣間見ることのできない「初期鎌倉府」ではあるが、公方・管領、執事様式の奉書などの形式的側面が、幕府やのちの鎌倉府との連続を想起させるのである。なかでも、足利義詮が鎌倉に在ったことこそ他地域との最も大きな違いであり、その存在の持つ意味を積極的に評価したい。さらに武家政権発祥の地としての関東の特質、「建武式目」に見られるごとく当初は鎌倉に幕府を設置することを指向したほどに、関東を意識し、そして重視した室町幕府の姿勢を指摘して、大方のご叱正を願いつつ擱筆したい。

註

(1) 佐藤進一著『南北朝の動乱』（中公文庫版）、四三一四四頁。

(2) 足利義詮が鎌倉に在した時期に言及した論稿のうち本

稿と関係の深い論文を掲げておく。伊藤喜良「初期鎌倉府」小論」（『文化』三一—四、一九六九年）は、「考証の手がかりとして、鎌倉府執事の発給文書の検討により、府の権限を明確にする」と、分析の方法を述べている。また小要博「関東管領補任沿革小稿」（『法政史論』一五、一九七四年）、同「関東府小論——幕府との関係を中心にして」（『日本中世の政治と文化』所収、吉川弘文館、一九八〇年）、も伊藤氏と同様の方法で、「鎌倉府が管轄する国々については、関東管領が軍事的な権限を握り行使している」との結論を得てある。そのほか、田辺久子「南北朝前期室町幕府における信濃国管轄権の推移」（『日本歴史』一一八六、一九七二年）、同「鎌倉府における所務沙汰権の変遷」（『史論』一一九、一九七六年）。森茂曉「高一族と室町幕府」（『史淵』一一三、一九七六年）。

(3) 森茂曉氏は、「上杉家文書」貞和三年（一二三四七）七月一日付足利義詮御判御教書の存在を指摘している。「上杉家文書」中に、氏の示される文書の存在は認められないが、おそらく、同文書中貞治三年（一三六四）七月二日付足利義詮御判御教書との誤認と思われる。貞治三年には、義詮はすでに將軍として在京している。したがって足利義詮が鎌倉にあつた時期の、自身による文書発給の事実は確認できない（森氏、前掲註（2）論文）。

(4) こういった執事の発給文書から、伊藤喜良氏はそれを鎌倉府の権限とした上で整理して、「軍事指揮権、預置が主柱であり、寺社興行権がこれにつぐ」と結論され、小要氏も同様に「鎌倉府自身が行使しえる権限」として

「軍事的な権限」を位置付けている（伊藤、前掲註（2）論文。小要「関東府小論」、前掲註（2））。

(5) 小要「関東管領補任沿革小稿」（前掲註（2））参照。

(6) 「初期鎌倉府」に関する従来のイメージについて、最近峰岸純夫氏も疑問を示された（同「書評 佐藤博信著『中世東国の支配構造』」、『史学雑誌』一〇〇一六、一九九一年六月）。

(7) 表I・IIの「名宛人」の欄は、軍忠状・着到状などの複合文書では、その提出者を記し（高師冬の場合は、譲状、安堵の申状への証判もある）、また対象国の欄は、発給対象者（名宛人）の当該期における主たる所領のある国を、その所属国と判断して国名を記した。

(8) 「諸家文書纂」（『神奈川県史』資料編3上、三四八一号）

(9) 師冬は康永三年二月に常陸より武藏府中に戻り（「税所文書」同年正月日付税所幹治軍忠状、『茨城県史料』中世編I）。および「集古文書」同二月日付別府幸実軍忠状写、『埼玉県史』資料編5、三四六号）、二月廿五日に鎌倉に参じたが、閏二月二日には進發している（『鶴岡社務記録』）。この進發が上洛を示していることは、小要博氏が既に明らかにしている（小要、前掲註（5）論文）。

(10) 仁木義長は遠江国守護として同国に発遣されたことが確認できるのに対し（佐藤進一著『室町幕府守護制度の研究 上』、「遠江国」項）、高師泰の場合も同時期遠江での軍事指揮者としての活動が知られる（『瑠璃山年録残編』暦応二年七月廿一日、「蒲神社文書」同八月廿三日、

『大日本史料』六編所収)。この時、隣国三河国守護高師兼と三河国の軍勢も師泰の指揮下にあり、高一族が建武年間から三河国守護であつたという背景からも、この時の師泰の地位は幕府が重要拠点に派遣した大将であつたと判断した。

(11) 実際、「保暦間記」には師泰・師冬が暦応二年春に同時に京都を発ち、師泰は三河勢を加えて遠江南軍にあたり、師冬はさらに軍を進めて関東に入つたことが記されている。当時の史料からも、この記載が事実だった蓋然性は高い(『大日本史料』六編、暦応二年七月二十二日条所収文書参照)。

(12) 「高幡不動胎内文書」は、高師冬の東国下向から北関東出陣初期に、師冬に従軍した武藏の一領主の実体を窺わせる貴重な文書群であるが、この「胎内文書」中に「(師冬が)下候ハ、やかてひたちゑむくへく候」と記されたものがあり、師冬が鎌倉から武藏府中に下る以前の時点で常陸下向を目的としていたことを伝えるものが存在する(『日野金剛寺(高幡不動)文化財調査報告』所収、二四号文書、一五・一八号参照)。また、師冬常陸下向後の興国二年(暦応四・一三四一)五月廿五日付北畠親房事書(結城親朝宛)から、師冬の関城攻撃について「自京都嚴密催促之間」実行された旨が知られる。敵方の風聞だが、既述の活動の経緯とあわせて本文の内容を裏付ける。「高幡不動胎内文書」の評価・位置付けについては、小川信氏「南北朝期における在地領主の実態と合戦の一断面」(国学院大学大学院紀要―文学研究科―)第

二三輯、一九九一年三月)参照。

(13) 「小林家文書」(『群馬県史研究』一・二九)。本史料の編者は関合戦を常陸国関城合戦に比定しているが、「鶴岡社務記録」暦応四年六月七日条に「越後城悉打落之由、以飛脚上杉戸部令申了」とあり、「市川文書」「色部文書」等からも、上杉憲顯には常陸に赴いた形跡はなく、暦応四年六月から康永三年七月までは越後国を中心に関方にに対する活動をしていたと判断される。本文参照。

(14) 「反町三浦和田文書」(『新潟県史』史料編4、一二六九号)。

(15) 宗良親王が暦応四年春に越後国寺泊に到着して以後、新田義宗らに率いられた越後各地の南朝方がいつせいに蜂起している(『新潟県史』通史編2、一八五頁)。また宗良親王の動きについては、森茂曉『皇子たちの南北朝』(中央公論社、一九八八年)IV章参照。

(16) 『新潟県史』通史編2・中世、一八五・六頁。

(17) 佐藤氏、前掲註(1)著書、一二三五・六頁。同氏は「師冬は常陸征伐の使命を帯びて京都から下つてくる」とも述べられている(同、一二二九頁)。

(18) 常陸国守護佐竹貞義宛のものが一通ある(表I、文書番号19)。松本一夫氏はこの一通の文書から、「師冬は基本的には、一貫して幕府方として活動してきた佐竹氏に常陸一国の所務の遵行を担当せしめんと企図していた」とされ(同「常陸における守護及び旧族領主の存在形態」、「国史学」一一四〇、一九九〇年)、師冬の佐竹氏への進行命令を積極的に評価されている。重要な問題なので、

筆者の理解を示しておきたい。松本氏の掲げた康永二年八月十六日付、佐竹上総入道宛高師冬奉書（康永元年八月十五日付鹿島利氏申状、「後鑑」所収「無量寿寺文書」、表I文書番号¹⁸⁾）は、所領返付を求めた鹿島利氏の申状を受けて発給されたもので、鹿島利氏と常陸大掾一族の鹿島幹寛のあいだに起きた所領をめぐる争いがきっかけとなつてゐる。結果的には、（師冬の）御座において利氏の申し立てが認められ、幹寛横領地以外の所領を含む利氏が本知行と称する所々の知行注文に、高師冬が証判を加えたものである。その際、利氏は申状の中で「仰守護方、渡賜本知行所々」という要求を行つてゐる。したがつて大掾氏の勢力圏内にある所領について佐竹氏に沙汰付が命じられたのは、師冬が軍下の国人の要求に応じた結果なのである。また、これ以外の師冬発給文書はすべて対象とする国人・寺社に直接下されており、更に本文史料は守護佐竹貞義に対して直接打渡しを命じたものであり、一般的には両使などの遵行使宛に用いられる「莅彼所」という文言も有しているので、佐竹氏といえども一国人として位置付けられたとも考えられなくはない。

したがつて、制度として守護を介した遵行形態を師冬が企図したとの松本氏の推測は難しいであろう。師冬下向時の常陸の情勢を考慮に入れるに、本文に述べるように大掾一族や小田氏などの有力豪族がひしめいており、守護佐竹氏による国内国人の掌握には限界があつたに違いない。そこで師冬は幕府方勢力拡大のため在地の状況を踏まえつつ、むしろ基本的にはまず国人個々を直接掌握

することで南北朝方に対抗しようとしたとの推測が可能であろう。そしてこのことは、遵行の場合にも反映するものと考える。

(19)

守護権限・遵行手続については佐藤進一氏の前掲註(10)著書の中で沿革考証に用いた守護在職徵証が参考になり、南北朝期の（軍勢）大将については佐藤氏「室町幕府論」（旧『岩波講座日本歴史』中世3、一九六七年）に守護と大将の関係があり、小川信氏の『細川頼之』一六一九六頁（吉川弘文館、一九七一年）および『足利一門守護発展史の研究』（吉川弘文館、一九八〇年）の二著書に詳しい記述がある。また漆原徹氏が「南北朝初期における守護権限の一考察」（『古文書研究』一二七、一九八七年）において、五通りの軍事指揮権発動の伝達のルート（発給対象）を指摘しているが、守護・大将はずれも御家人（国人）に直接命令（文書）を下達することになつてゐる。

(20) 「安保文書」（『神奈川県史』資料編3上、三四五六号）。

(21) 奥州七郡は、結城親朝を中心とした南奥国人勢力の基盤がある、仙道筋に位置する白川・石川などの諸郡を指しているものと思われる（親朝は奥州白川・石川以下の「八郡検断職」を有していた、『福島県史』1、五六六一五九三頁）。敵方所領は当然欠所地となりうるはずであり、本文に述べた師冬下向の目的からみても、この地域の欠所处分権を師冬が有していたことには妥当性があろう。

(22) 小要氏は、師冬の陸奥国に対する発給文書は奥州管轄の徵証とはなり得ないとする遠藤巖氏の指摘から、「鎌倉

「府執事」高師冬が「奉書を出した國」を関東に限定しており、結果的に陸奥国に宛てた文書を無視してしまつてゐる（小要、前掲註（4）論文）。また遠藤氏の指摘は、奥州管領石塔氏の活動を考慮に入れてのものであるが、師冬に陸奥国人宛の発給文書が数通ある事実を説明し得ているとは言えまい（遠藤「奥州管領おぼえ書き」、『歴史』一三八、一九六九年）。関東と陸奥の間に恣意的な線を引くよりも、北畠親房が頻りに結城親朝を誘引したように北関東と陸奥の南軍が連動していたことを考慮して、それに対する師冬にも必要な広域的権限が付与されたと見たほうがよからう。当該期に石塔氏発給の預状が管見に触れないことと、師冬と石塔氏の軍事活動がある部分は一体化して南朝方に当たつていたことを指摘しておきたい（「相馬文書」暦応四年十一月六日付、石塔義房軍勢催促状など）。

(27) 表I文書番号1・13・24など。軍忠状の見知証人から多くの武藏国人を確認できる。安保氏の場合、譲状に師冬から証判を得てゐるが、これは国人側からも師冬に結び付こうとしている例にならう（表I・14）。『新編埼玉県史』通史編2（中世）二七二頁にも、師冬軍下の武藏国人を掲げてゐるので参考されたい。

(28) 師冬は暦応二年の鎌倉到着後、武藏府中を経て（「高幡不動胎内文書」二四号、註（8）参照）、軍勢を集めながら村岡宿から出陣した（矢部定藤軍忠状、前掲註（7））。そして常陸から帰還後も武藏府中で武藏国人の軍忠認定を行つてゐる（康永三年一月日付別府幸実軍忠状、「集古文書」二十四、『新編埼玉県史』資料編5、三四六年号）。

(29) 『小山市史』資料編・中世、第4章「小山義政の反乱」所収文書。

(30) 師冬が常陸在陣中だつた暦応四年六月十一日の「鶴岡社務記録」の記載から、武藏守護代の存在を知ることができる。武藏守護高一族の守護代としては薬師寺公義が有名であり、近年海津一郎氏が研究史を整理しつつ詳しい検討をされ、新たな知見を提示してゐる（同「東国観

(24) 峰岸純夫「上州一揆と上杉氏守護領国体制」（『歴史学研究』一二八四、一九六四年、のち同著『中世の東国地域と権力』、東京大学出版会、一九八九年、収録）。

(25) 「比志島文書」にある「足利尊氏・直義所領目録」（『神奈川県史』資料編3上、三二四一号）は元弘没収地中の兩人への宛行地を載せるが、このうち関東地方の所領は武藏・相模の両国に特に目立つことも有力な傍証になりうる。

(26) 佐藤進一、前掲註（10）著書。

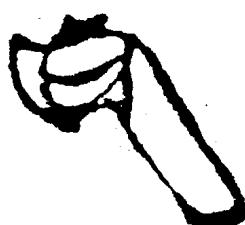
なつていたことは確実であろう。

- (31) 「太平記」卷二十六。当該期の武州白旗一揆の動向については、『新編埼玉県史』通史編2（中世）、三一九・三一〇頁参照。
- (32) 京都からの命令は高師直の施行状をみる限り、関東も他地域同様に直接守護に宛てられている。
- (33) 「山内首藤家文書」三八号（『大日本古文書』家わけ第十五）。

- (34) 「同前」三九号。
- (35) 「同前」四三号。
- (36) 「同前」四六号。

(37) 史料五Bの着到状に据えられている証判の花押比定は、上杉憲顯（『群馬県史』）と上杉定顯（『関城町史』）の二つの見解に分かれている。これと同形の花押は他に、「下野島津家文書」にある康永二年十二月日付島津忠政着到状および同三年正月日付島津佐忠着到状の証判、「税所文書」康永三年正月日付税所幹治軍忠状（高師冬証判、史料六C）の裏判、の合計四点が確認できた。いずれも小田城攻めから関・大宝城落城（北畠親房の没落）にいたる軍忠を列挙した一括申請型のもので、相模・常陸・下野の三ヶ国にわたる国人の軍忠認定に関わる者の花押であることを窺わせる。これらのことから花押の主が師冬方侍大将であったことはまず間違いないが、その中でも師冬と極めて近い関係にあるような、陣中でも相当の地位にあつたものであることを推測させる。したがつてこの花押を上杉一族に比定することは極めて不自然である。しかも上杉憲顯の場合、今日確実に知ることので

きる同人の花押の変遷に史料五Bの証判が当てはまらないだけでなく、暦応四年六月から康永三年六月まで上野・越後両国に下つていたことは確實である（「鶴岡社務記録」、「三浦和田文書」、「上杉家文書」など）ので、この花押が同人のものである可能性はない（上杉定顯説も『関城町史』編者の市村高男氏はすでに撤回している）。それでは何人の花押であろうか。師冬軍の侍大将と考えられるものは幾人かいるが、そのうち暦応四（興国二）十二月の北畠親房事書（『相楽結城文書』、「関城町史」資料編III、第三章55号）に師冬軍の大宝城包囲網の一手の大将として「師冬親類三戸七郎」と記されている人物に注目したい。「清源寺所蔵高階系図」（『近代足利市史』第三卷・史料編、所収）には、「三戸七郎師親」があり「伯父師冬為猶子」と注記されている。また観応擾乱で高師冬が鎌倉公方足利基氏とともに鎌倉を没落するのに際し、基氏「御共」の筆頭として三戸七郎が出てくる（『醍醐寺報恩院所蔵古文書録乾』觀応二年正月六日付石塔義房注進状写、「神奈川県史」資料編3上、四〇五八号）ことから、同族として師冬との関係の深さを思われる。推測には過ぎないが、師冬軍の侍大将のうちもつとも史料五Bの証判者としてふさわしい人物として、筆者は高師親（三戸七郎）に比定しておきたい。本花押が高師直の花押と酷似していることも付け加えておく。



（史料五B証判、高師親カ）

(38) 山内首藤氏は、鎌倉末期に備後国地毗荘に西遷したことでよく知られる相模國御家人であるが、史料四・五に出てくる山内首藤時通は、なお相模國を本拠としていたことは、既に岸田裕之氏が指摘している。(同「備後国山内氏一族と南北朝の動乱」、同著『大名領国の構成的展開』、吉川弘文館、一九八三年所収)。

(39) 「税所文書」一五号(『茨城県史料』中世編I)。

(40) 「大掾裔石川文書」(『水戸市史』上巻)。

(41) 「税所文書」一六号(『茨城県史料』中世編I)。

(42) 常陸に向けて発向した師冬は当初、南朝方の拠点で北畠親房の拠る小田城を直接攻撃するには到らず、暦応三年下総国駒城退却後(『相模結城文書』、『関城町史』資料編III、42号)、同年七月に下総古河、十月に宇都宮に逗留していることを確認できる(『松平結城文書』二二・一二号、『福島県史』7・古代中世資料)。師冬が常陸国内に入ったのは同年十一月で、それも北部の瓜連城に「相待方々勢」と称してのものだった(『同前』一五号)。そして翌暦応四年五月に瓜連を発ち、常陸北部を転戦しつつ小田城に向かつた(別府幸実軍忠状、前掲註(28))。

(43) 山田邦明他「消えゆく中世の常陸」(『茨城県史研究』一四一、一九七九年、山田氏執筆分)、『真壁町史料』中世編I解説、など。

(44) 註(18)で触れた鹿島利氏申状に「降人(鹿島)幹実」とある。本文で触れた大掾氏の動向とあわせて、松本一夫氏の前掲註(18)論文を参照されたい。

(45) 常陸に上陸した親房は、神宮寺城を経てから暦応元年

(46) 佐藤進一前註(10)著書。松本一夫氏も、小山氏が当初、幕府(師冬)方と南朝(親房)方いずれともつかない、曖昧な態度をとっていたことを指摘している(同「南北朝初期における小山氏の動向」、『史学』五五一二・三合併号、一九八六年)。

(47) 「伊勢結城文書」八三号(『福島県史』7)。

(48) 上杉憲顯は暦応四年に越後国で軍事指揮権を行使しているが(前述)、その地位について、従来は守護と見做されていて(羽下徳彦「越後に於る守護領国の形成―守護と国人の関係を中心に―」、『史学雑誌』六八一八、一九五九年、のち阿部洋輔編『上杉氏の研究』、吉川弘文館、一九八四年、収録。佐藤進一、前掲註(9)著書)。しかし近年赤沢計真氏は、建武年間の越後国における守護・

大将の併置や当該期における高師冬の動向も考慮にいれて、上杉憲顯の越後国守護在職を康永二年以降まで下げ、それ以前を同國大将と判断された、ぜひとも参考されたい(赤沢「上杉氏の越後入部と觀応擾乱」、『新潟史学』一二、一九八八年)。

(49) 高師冬・上杉憲顯発給の奉書の「仰」の主体が義詮であることを前提に研究が進められてきたのにもかかわらず

ず、その理由に論及している諸稿はいずれも史料批判にミスがあつたりして説得力に欠ける。伊藤喜良氏の場合、「鎌倉宰相中将（足利義詮）」宛の年次伝奏某御教書（「円覚寺文書」）を暦応四年に年次比定した上で、それが「鎌倉府」という政府の主体（義詮）に下されたことを、判断の根拠としている。しかし義詮が宰相中将（近衛中将）に任じられたのは上洛後の觀応元年八月の左中将が初めである（「公卿補任」）。周知の通り、義詮は上洛した後に鎌倉殿と呼ばれており（鎌倉滞在中文書史料中で鎌倉殿と記された例は管見にない）、伊藤氏の掲げられた文書は明らかに当該期のものではないし、政府としての鎌倉府の存在を前提とする点で本稿とはまったく異なった立場となつていて。小要博氏は、斯波家長発給の奉書の書留文言が「自將軍家被仰下程、依仰執達如件」となつているのに対し、師冬の奉書には「將軍家」の文言が無いことを根拠にしている。しかし「仰」の主体が義詮でなければならぬ理由には触れていないだけでなく、家長にそういった文言の無い奉書は見られる。したがつて、両氏の見解ともに再考を要することは言うまでもない。

森茂曉氏は、伊藤氏の年次比定ミスに基く見解をそのまま入れて解釈を加え、暦応四年以降義詮が鎌倉府の実質的主帥となり、さらに、そうした義詮の成長と共に尊氏の代理人としての師冬の役割もこの年に一応終わつたと結論された。政局論を前提としておりまた、仰の主が幼少か否かが問題にならないことは室町幕府の管領奉書（將軍家御教書）を見れば明らかである。それに佐藤進一

氏の二元論に伊藤喜良氏の説を結び付けてしまつており、また師冬の関東下向の目的から再検討の余地がある（いざれも前掲中（2）論文）。

(50) 施行内容を含まないのは義詮が幼少だったからとも考えられるが、彼が左馬頭に任じられ元服した、康永三年（一二四四）三月（「公卿補任」）以降も「執事」奉書に施行文言はないので、師冬・憲顯が発給した奉書中に義詮の命令をうかがうことはできない。

(51) 「正木文書」九五号（『群馬県史』資料編5・中世1）。

(52) 「反町三浦和田文書」（『新潟県史』資料編4・中世2、一二八三号）。

(53) 勝守すみ「山内上杉氏の領国支配と守護代」（『群馬大学教育学部紀要人文・社会科学編』第十八卷、一九六九年、のち同著『長尾氏の研究』、名著出版、一九七八年、

収録）。峰岸純夫、前掲註（22）論文。

(54) 史料七により預置かれた「新恩地」の年貢用途に関する請取状である。これらは、「上野国山田郡寮米保西内島村田数・年貢注文」とも言うべき一通の注文に收められている。

(55) 康永元年六月日付豊島重久着到状（「豊島宮城文書」、『埼玉県史』資料編5・中世1、三四三号）。

(56) 建武四年十一月十三日付高重茂奉書（「保坂潤治氏所蔵文書」、『神奈川県史』資料編3上、三三四六号）。

(57) 貞和四年五月日鎌倉府禁制奥書（「覺園寺文書」、『神奈川県史』資料編3上、三九九六号）。

(58) 『増補続史料大成』五一。

(59) 実際に命令を受けてなくとも、奉書に「依仰」という文言を用いることによって権威や命令の効力を増すことは有りうるはずである。手近な例として鎌倉期の鎮西下知状を提示できる。ほかに、網野善彦氏が鎌倉末期の「公方」についての検討で提示した史料、つまり執權の下知が訴訟の公驗としては「將軍家の仰を奉じる「依仰」」の詞がないため、「公方御下知」——將軍家の御教書には准じられぬ、として却下された（同氏）——も同様に理解できる（古沢直人氏の御教示による。網野「[関東公方御教書]について」、『信濃』二四一、一九七二年、のち『日本古文書学論集』5、吉川弘文館、一九八六年、再録。古沢氏「鎌倉末期における「公方」について」、『史觀』第一二三冊、一九九〇年、参照）、参考になろう。ただし

この場合、奉書発給者（師冬・憲顯）に対し実際に権力を付与したもの（幕府・將軍）と形式的な「仰」の主（義詮）が一致していない点は、鎮西下知状とも異なつており興味深い。

(60) 観応擾乱により幕府方が分裂した後の文和三年（一三五四）、新田義宗・義興、北条時行らがその間隙をついて鎌倉を占拠したが、すぐ幕府方が奪還するという一時的なものだった。新田英治氏は、北畠親房の常陸脱出をして「常陸における南北朝内乱は事实上ここに終つた」と意義づけている（『茨城県史』中世編、一九六頁）。

[付記]

本稿の概要はすでに第二十三回日本古文書学会大会

（一九九〇年十月、愛知学院大学）において発表した。指導教授の高橋正彦先生、学会発表・成稿に際し御指導いたいた峰岸純夫先生に心からお札を申し上げたい。